

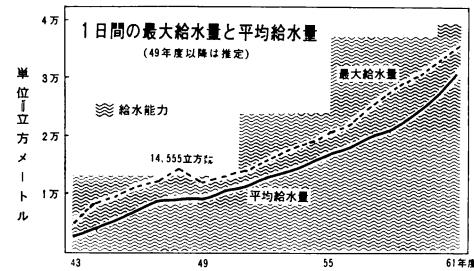
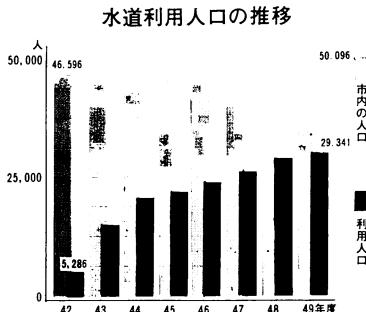




# 水道事業の理解のために

上水道は私たちの生活に欠くことのできない施設ですが、現在この恩恵を受けているのは全市民のうち60%弱。すべての市民が上水道を使って便利で清潔な暮らしをするには、水道事業をもっと拡大しなくてはなりません。このため市は41年度から

10か年計画で施設の拡張に着手する一方、あらゆる企業努力を続けていますが、どうしても近く水道料金を改定しなくては、事業の発展が止めなくなっています。この現状を十分理解していただきご協力をお願いいたします。



## 原水代に年 2250 万円

満川から1日4万500立方㍍の水を市独自で取水する許可を受けました。このため目下、取水場をはじめとする水道施設の増設工事を行っているところです。

水道の水にはお金がかかります。まず国などから借りる借入金、市などの出資金およびその他の収入などで水道の施設をつくり、水道を利用する人々の料金などで動力費、薬品費、修繕費および人件費などをまかなって「水」をつくり給水しています。

ところで水道の水をつくるためには原水がなくてはなりません。この原水にはいろいろな種類があり、おもななものに地下、川、湖、ダムなどの水があります。

鳥栖市の原水は、現在、佐賀県東部工業用水道から1日1万5000立方㍍を限度に、1立方㍍当たり6円または12円(超過料金)で買入れていますが、この料金は48年度1年間で2249万8500円になっていました。幸い鳥栖市は昭和47年7月、宝

## 夏は能力オーバー

鳥栖市の水道施設は、昭和40年建設に着手し、同42年7月に給水を始めました。この創設工による施設の配水能力は1日1万5000立方㍍ですが、水の使用量は毎年増加し、昭和48年7月14日には1日に1万4555立方㍍の配水量を記録するほどになりました。このままの水道施設では、みんなに、十分水を使つてもられない不安な状態になっています。

## 水が家庭にとどくまで

### 1 取水設備と導水管

水は取水塔や取水門で、川などから取り入れられ、導水管で浄水場に運ばれます。この水は原水と呼びまだ飲めません。

### 2 汚水場

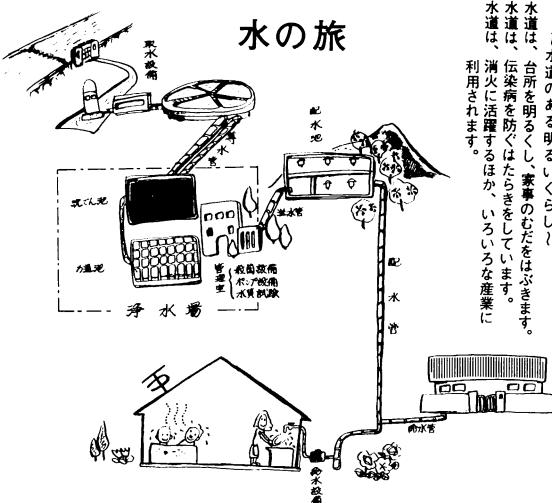
沈でん池で薬品を入れてかきませ、それからゆるやかに流し、水の中の浮遊物を沈でんせます。次に砂の層を通してきれいな水にし、仕上げに極く少量の塩素を入れて病原体を殺し、安心して使える飲料水に仕上げます。

### 3 配水池

水道の水は、これだけでは完成とはい

えません。家庭のじゅくから豊富に勢よく出て初めて完成します。そのために、高い所に配水池を造り、その落差を利用して水圧を強化します。

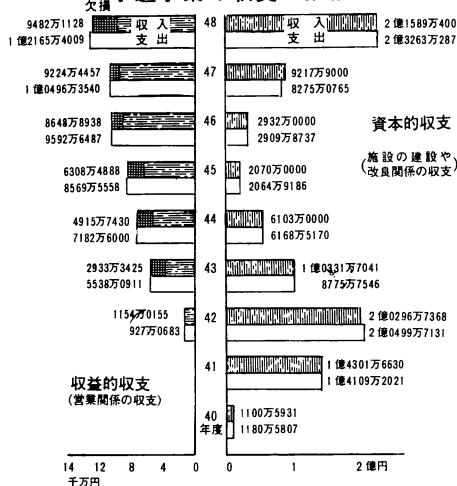
4 配水管とじゅく  
水圧を調整した水は、配水管や給水管を通って家庭のじゅくから流れ出ます。



水道は、水道のある明るいくらしき水道は、台所を明るくし、家事のむだをはぶきます。水道は、伝染病を防ぐはたらきをしています。水道は、利用水されます。ほか、いろいろな産業に



### 水道事業の収支の推移



#### 収益の収支 (営業関係の収支)

#### 拡張工事で不安解消

そこで昭和47年度から同56年度までの10か年計画で、施設の拡張事業を計画し現在、拡張第一次として昭和51年度までの5か年事業を施工中です。これにはおよそ21億円の経費が必要としますが、最近の資材高騰等により、さらに相当多額の経費が増加すると見込まれます。この第一次拡張工事が完成すると、配水能力は、昭和51年度に1日2万4000立方㍍、55年度に1日3万7000立方㍍になる予定で、安心して水を使うことができるようになります。

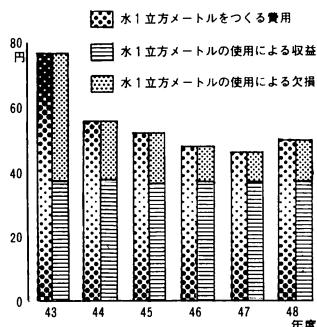
#### 利用者負担が原則

水道事業は、公益事業でありますから、毎日の生活に欠かすことのできない「水」

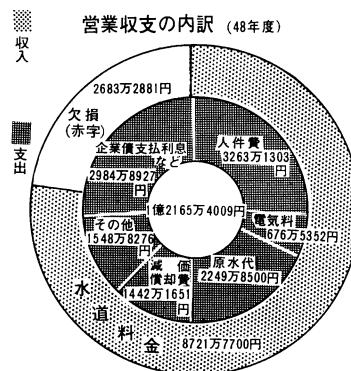
を市民のみなさんにサービスすることによって得た料金で運営するという、営業的な活動をしています。すなわち水道事業に必要な費用は、利用者が負担するのか原則となっています。

鳥栖市の上水道事業は昭和48年度末で累積欠損金(赤字)がおよそ9500万円もの多額になり、現状のままでは、欠損金は増えるばかりと考えられます。経営の健全化のために業務の合理化、効率化を図ることはもちろんですが、利用者の適正公平な負担により、事業を維持し、市税などを水道事業の費用の一部に当てるとは、独立採算のたてまえから、つましまるべきことあります。鳥栖市およそ1万2300世帯のうち、水道利用世帯は現在58.6%、およそ7200世帯にすぎません。ですから、市税をつぎこむことは、井戸水を使っている市民にまでも、料金のお手伝いをしてもらうことになり不公平な面もあるわけです。

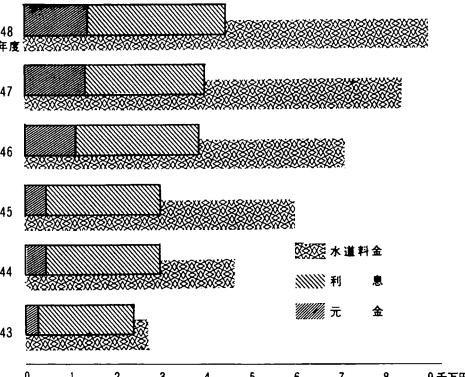
### 原価より低い収益



### 営業収支の内訳 (48年度)



### 水道料金に占める借入金の元利償還金



#### 原価を割る今の料金

水道料金は給水に要する原価を償うものでなければなりません。原価を無視した低料金は、事業の健全な発展はおろか現状の維持さえも困難にしてしまいます。

このような事態を避けるための最大の要件は水道料金の適正を図ることですが、その料金決定には、次の3点を基本に考えるべきであります。

1. 事業の効率的、能率的経営を前提とする原価が基礎であること。
2. 水道料金を算定するための総括原価

には、単に現在の水道施設を維持するためのものばかりでなく、水道施設の拡充強化のための原価も含まれること。

3. 料金負担の公平のため個別原価に基づくこと。

本市の水道料金は、昭和42年7月に給水を始めてから現在まで7年間、1立方㍍当たり35円(家用用)ですが、すでに生産原価より低くなっています。そこで公営企業の原則にそって、水道料金を改定しようと慎重に検討をすすめていますが、なにとぞ市民のみなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

区分	43年度	44	45	46	47	48
水の原価	77円37銭	56円	52円52銭	48円16銭	46円55銭	49円83銭
販売原価	37円45銭	37円22銭	36円67銭	37円2銭	37円18銭	37円20銭
欠損	39円92銭	18円78銭	15円85銭	11円14銭	9円37銭	12円63銭

## 藤木地下道をきれいに

環境課は藤木地下道の歩道（延長565m）に、ちりかご7個を設置しました。地下道は昭和46年に完成したものですが、たばこの吸いがら、ビニールの空き袋、紙くずなどを捨てられ、せっかくの改築後も実に不潔でした。これまでに、近くの人が注意で清掃してくださったこともあるほか、ことし3月、仏教壮大年会（藤木町、千福寺内）からは、ちり入れ4個を置いてもらいました。しかし、このちり入れも次々になくなり、9月末にはわずか1個になっています。

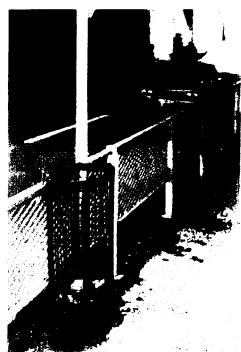
このため悲しいことですが、このほど環境課が取付けたりかごは、銛を使つて固定しました。およそ80cm間隔で取付けていますので、ちりを投げ捨てないようにしてください。

### 勝手に切れない立木

森林の立木を伐採しようとするときは森林法により、伐採開始の90日から30日前までの間に伐採届出書2通を農林事務所の林業改良指導員に出すことになっています。違反して伐採すると規定により処罰されます。また、法の改正により11月1日からは、伐採届出制が強化される予定ですから、くわしくは農林課や農林事務所にお問い合わせください。

### 旭地区で婦人交通教室

秋の交通安全運動期間中の9月21日、旭地区交通安全協会（秋山正人会長）は、同地区婦人会と共催で、婦人交通教室を行い、およそ300人の参加者は、交通規則を中心安全な交通への关心を一段と高めました。



ごみはちりかごへどうぞ

### インフルエンザ予防接種

場 所	1回目	2回目	町 名
高田町公民館	11月1日	11月11日	水屋町、高田町、安楽寺町
田代公民館	11月12日	11月22日	田代昌町、田代上町、田代新町、今町、田代外町、田代中町住宅、田代大官町、田代本町、永吉町、楠町
神辺町公民館	11月13日	11月25日	河内町、柳原町、古賀田町、古賀町、神辺町、神辺北町、富方町
下野町公民館	11月14日	11月26日	下野町、三島町
山浦町公民館	11月15日	11月27日	宿町を除く麓地区
中央公民館	—	12月4日	全地区

受付は午後1時30分～2時50分

### 三種混合10月は 24日だけ

年半までの幼児に1回

期 日 10月24日

時 間 午後1時30分～2時50分

場 所 中央公民館（木町三丁目）

注 意 種痘、BCG接種、小児マヒ生ワクチン服用後1か月過ぎていない乳幼児は、今回のお預け接種は受けられません。

10月のジフテリア、百日咳、破傷風混合予防接種は1日間ですからご注意ください。

該当者

第1期…生後3ヶ月以上の乳児に3～8

週間に3回接種

第2期…第1期の接種がすんで1年～1

室で午前10時から正午まで。

▼10月16日…時事問題（先心新聞論説委員）

▼11月13日…古典文学Ⅰ（伊勢物語・佐大木合教説）

▼11月27日…古典文学Ⅱ（同）

▼12月3日…古典文学（作品に現れた女性の生きかた・小林栄三郎氏）

▼12月17日…古典文学（同）

▼1月22日…本の読み方（助言者・森木二三氏）

▼2月5日…生涯教育（教委監修）

▼2月19日…市長を聞く

### おもと らん 展示します

## 第2回働く若者の文化祭

10月31日～11月2日

作品展示のほか、九州青年の船報告会、レコードコンサート、利用者による演芸会、発表会、特別演奏会、茶会、料理バザーなど楽しい行事を行なっていますので、ヤングのみなさん多数ご来場ください。

### ☆作品応募の手引き☆

種 目 生花、手芸、工芸、書、松画、写真

規 格 特に制限はありませんが、自作で未発表の作品に限ります。

資 格 25歳未満の働く青少年

### 市民 古典文学なども 講 座

教育委員会が主催している市民講座にて市民の要望により、新たに次の講座が増えました。いずれも市役所2階第5会議

